

国民生活審議会第9回消費者政策部会議事要旨

1. 日 時 平成19年5月31日(木) 9:45~12:05

2. 場 所 中央合同庁舎第4号館共用第2特別会議室

3. 出席者

(委員) 松本部会長、東委員、大河内委員、大村(多)委員、品川委員、芝原委員、長田委員、原委員、御船委員、宮川委員、山口委員、山本委員

(事務局) 西国民生活局長、堀田審議官、井内消費者企画課長、藤崎国際室長、加納消費者団体訴訟室長、山崎補佐

(1) 消費者基本計画の検証・評価・監視に係る委員による意見表明及び討議

① リコール制度の強化・拡充〔施策1~3〕

芝原委員から資料1-1、品川委員から資料1-2に基づき意見表明が行われた後、各委員から主に以下のような意見があった。

○車、食品、住宅、消費生活用製品等それぞれの主務官庁が異なることで、安全対策がそれぞれバラバラの手法で行われている。また各省庁の安全担当者は、1年や2年ですぐ異動となるため、職員の専門性が一向に深まらない。消費者庁のようなものを作って、省庁横断的な対策がとれるようにすべきである。

○情報入手をインターネットに頼ることでデジタルディバイドの問題が発生する。情報入手の格差の是正についても考えるべきである。

○PL法改正を課題として取り上げ検討していくべきである。

○最終的には、安全・安心に関する情報をすべて一つのポータルサイトにまとめて、そこを見れば全部の情報が入手できるようにすべきである。

② 分野横断的・包括的な視点に立った取引ルールづくり〔施策10~21〕

原委員から資料2-1、山口委員から資料2-2、長田委員から資料2-3に基づき、及び宮川委員から口頭で意見表明が行われた後、各委員から主に以下のような意見があった。

○金融庁が多重債務者対策のマニュアルを6月に作成すると聞いている。消費生活相談員向けの研修に、このマニュアルを使用するようにして欲しい。

○インターネットを使用したクレジット取引については、色々問題が発生していると思うので、まずネット上のクレジット取引の現状がどうなっているのかの実態把握が必要である。

○電子マネーが今後問題になると考える。また個人がインターネットを使用した際に、本人が知らない間に、検索履歴、フリーメールの使用状況等の個人情報が企業に利用されているという問題がある。今後こういった問題について関係省庁が連携して対応して欲しい。

○保険については、消費者に勧誘する際にわかりやすい説明や必要な情報が提供されていない。保険に関する情報を消費者に開示するよう保険業法の改正を含め検討して欲しい。

○地方自治体の消費生活相談員の数は増えているが、それより増して相談件数は増えている。また、相談員以外の消費者部門の職員、予算は減っている。国として何らかの対応をする必要があるのではないか。

③ 自由討議（その他）

- 内閣府は、消費者生活相談員が消費者から相談を受けて対応した場合どれだけの経済効果があるのかという分析をしていただきたい。
- 経済効果については、消費者教育を含めた消費者政策の効果をどのように評価するのかと全く同じ話である。内閣府は、評価するための指標作りに取り組んでいただければと思う。
- 消費者基本計画では、環境問題については、環境ラベルの施策しか盛り込まれていない。C
○2抑制、環境に配慮した暮らし方の提案、リサイクル、グリーンコンシューマの育成など環境問題についての施策を盛り込んでいただけたらと思う。
- 検証・評価・監視シートの内容が、全体的に分かりにくい。もう少し国民に分かるような書き方にしたい。
- 今、介護関係の用品の価格等が高いのでこれを是正してもらいたい。一度価格調査をして欲しい。
- 検証・評価・監視の作業は今回で2回目だが、シートの書き方や進め方についてまだ問題があると思う。今回の検証・評価・監視のやり方が適切だったのかどうか内閣府で検証していただきたい。

(2) 消費者教育の推進に関する提言の骨子について

井内消費者企画課長から資料4に基づき説明が行われた後、委員より以下のような意見があった。

- 全体的に内容が抽象的だ。また学習指導要領に消費者教育を具体的にどう盛り込むかについても記載すべきである。
- 実際に現場で役立つのか疑問である。
- 消費者教育をやりたいと思っている人には、この骨子案は有効かもしれないが、消費者教育に関心のない方々に、消費者教育の必要性を分かってもらえるようにすることが重要ではないか。
- ここに盛り込むべき内容は今次の消費者政策部会において検討したことを盛り込むべきと考える。しかし、現場が使いやすい内容にするなどの工夫は必要である。
- 成人期についての消費者教育についても重要だと考えているので、今後も重視していただきたい。
- 次年度にこの骨子案をどう具体化していくかということが課題である。文部科学省と地方自治体への働きかけが重要となってくるだろう。
- 今次の消費者政策部会は消費者教育のインフラを整えたようなものである。今後、この消費者教育のインフラをどう膨らませていくかを検討していくことが必要ではないか。

(3) その他

次回の部会は6月下旬開催の予定。

以上